

第1次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・被害者支援計画（案）に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

「文書修正等」：本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。	6件
「記述済み」：既に記述済みのもの。	2件
「実施段階検討」：計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。	12件
「反映困難」：反映が困難なもの。	0件
「その他」：質問や感想。本計画案以外への意見。	17件

No.	意見等	大項目	中項目	頁数	意見等に対する県の考え方	反映状況
1	第1（2）『DVの被害者は、女性の場合が多く』は誤り。令和4年度の動機別自殺者数を見ると、夫婦関係の不和（DV）による自殺者は女性27名であるのに対して男性が72名。また、「女性の約4人に1人、男性の約5人に1人がDVの被害を受けたことがある」という内閣府の調査結果からも分かるとおり、「DV被害者＝女性」という考えは実態から乖離してきているので、この部分は削除し、『DVは、いかなる場合も許されるものではなく』に改めていただきたい。	第1 基本的な考え方	（2）配偶者からの暴力防止及び被害者支援について	P1	◆「基本的な考え方」については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）に基づく基本方針を踏まえ、記載しているところです。	その他
2	DV防止法において、支援対象である被害者には性別による要件は無く、性別によらず支援されることから、「DV被害者」を「DV被害者（但し、性別によらない）」などと修正し、女性以外のDV被害者も支援されることが分かるようにしてはいかがでしょうか？ また、DV防止法において規定されるDV被害者が性別に寄らないものであることを県は理解されていると思いますが、現在記載されている趣旨ではDV被害者への支援においても「女性」のみが支援対象であるように誤解を招くように思いますので、本項の記載全体を見直されてはいかがでしょうか？	第1 基本的な考え方	2 計画策定の趣旨	P2	◆いただいた御意見を踏まえ、「第1 基本的な考え方_7 計画の対象」の文言について、以下のとおり修正・加筆します。 (修正前) また、DV防止法では、「配偶者からの暴力」とは、配偶者（男性、女性を問わず、事実婚や元配偶者※も含む）からの身体的、精神的な暴力を言い、施策の対象となる被害者は、配偶者からの暴力を受けた者と規定しています。 ※離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合、生活の本拠を共にする交際相手や関係解消後もその交際相手から引き続き暴力を受ける場合も対象です。  (修正案) また、また、DV防止法では、「配偶者からの暴力」とは、配偶者（事実婚や元配偶者※1も含む）からの身体的、精神的な暴力を言い、施策の対象となる被害者は、配偶者からの暴力を受けた者（※2）と規定しています。 このため、（略） ※1 離婚前に暴力を受け、（略） ※2 DV被害者は性別を問わず、支援の対象とします。	文書修正等

第1次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・被害者支援計画（案）に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

「文書修正等」：本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。	6件
「記述済み」：既に記述済みのもの。	2件
「実施段階検討」：計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。	12件
「反映困難」：反映が困難なもの。	0件
「その他」：質問や感想。本計画案以外への意見。	17件

No.	意見等	大項目	中項目	頁数	意見等に対する県の考え方	反映状況
3	「DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等」には「困難な問題を抱える女性」以外にはどのような方が含まれるのでしょうか？ DV防止法では被害者に性別要件を設けていないことから、「女性以外の性であるDV被害者」は含まれると思いますが、文章からは読み解きがたいです。	第1 基本的な考え方	2 計画策定の趣旨	P2	◆本計画は、困難女性支援法及びDV防止法に基づく基本計画であり、DV被害者支援に係る施策については、男性や性的マイノリティの方々も対象とすることから、「DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等」と記載しています。	その他
4	DV防止法に基づく支援であることから、支援されるDV被害者は性別によらないことが分かるよう、記載を見直してはいかがでしょうか？ 参考：「男女共同参画局 配偶者暴力防止法に関するQ&A」より <a href="https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/29.html">https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/29.html</a> Q. この法律は女性に対する暴力のみを対象としたものですか。 A. この法律は、配偶者からの暴力を対象としており、女性に対するものだけでなく男性に対するものもその対象となっています。したがって、男性の被害者であっても、この法律による保護等を受けることができます。	第1 基本的な考え方	3 基本理念	P3	◆No.2と同様となります。	文書修正等
5	「また、DV防止法は、配偶者からの暴力は重大な人権侵害であること、経済的自立が困難である女性に対して～」について、DVの被害者は女性とは限らず、記載を修正すべきではないか。 『第5次あおり男女共同参画プラン』 ( <a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/seishonen/files/5_danjyoplan.pdf">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/seishonen/files/5_danjyoplan.pdf</a> ) 「重点目標8 女性に対するあらゆる暴力の根絶」の注釈19には「本プランでは「女性に対する暴力」という表現を用いていますが、性暴力やDVなどの被害者の多くは女性であるためです。男性や性的マイノリティを含む様々な性の人に対する暴力が存在しており、支援の対象は女性に限られません。」と記載がある。	第1 基本的な考え方	3 基本理念	P3	◆No.2と同様となります。	文書修正等

第1次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・被害者支援計画（案）に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

「文書修正等」：本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。	6件
「記述済み」：既に記述済みのもの。	2件
「実施段階検討」：計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。	12件
「反映困難」：反映が困難なもの。	0件
「その他」：質問や感想。本計画案以外への意見。	17件

No.	意見等	大項目	中項目	頁数	意見等に対する県の考え方	反映状況
6	計画期間は5か年であるが、期間が長いので計画の見直しは必要に応じて実施するべきと考える。	第1 基本的な考え方	5 計画の期間	P3	◆困難女性支援法に基づく国の基本方針に即し、計画期間を令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5か年としていますが、関係法の改正や国の基本方針の見直し、社会情勢の変化に伴い、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて、見直すこととなります。	その他
7	国の基本計画の中では短い期間設定も可能となっており、他県の事例では3年を計画期間としているところもあるが、国の基本方針期間にあわせて5か年に設定したのか、作成過程において議論があったのかどうか。	第1 基本的な考え方	5 計画の期間	P3	◆No.7と同様となります。	その他
8	支援調整会議での評価結果に加え、同会議の資料・議事録も併せて公開してはいかがでしょうか？また、可能であれば、支援調整会議の開催頻度（例えば年1回など）も併せて記載されてはいかがでしょうか？ 支援調整会議での評価結果を公表されることは素晴らしいと思います。より県民・関係者の理解を得るためには、その評価の根拠と過程を合わせて知ることが肝要と思います。	第1 基本的な考え方	6 進行管理	P3	◆いただいた御意見を参考に、施策を進めていきます。	実施段階検討
9	「施策の対象となる被害者は、配偶者からの暴力を受けた者（但し、性別によらない）」といったように、DV防止法に関する部分は被害者の性別によらず支援対象となることを明記されてはいかがでしょうか？	第1 基本的な考え方	7 計画の対象	P3	◆No.2と同様となります。	文書修正等
10	以下は本計画の支援対象者に含まれるかどうか。対象者を明確にするべきではないか。 ・外国籍である者 ・障害のある者 ・トランスジェンダーなど、性的マイノリティである者 ・支援対象者の同伴児童 ・他、年齢制限の有無	第1 基本的な考え方	7 計画の対象	P3	◆No.2と同様となります。 なお、本案内「第7 基本目標及び方向性_方向性1_(1)」において、「県民に対して、(略) 周知を図ります。その際、男性、外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティなど多様な被害者がいることも啓発します。」と記載するとともに、同伴児童については、「基本目標1_方向性6 同伴児童への支援」に記載しており、御指摘のあった方々については、DV防止法に基づく支援対象者に含まれるものです。	記述済み

第1次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・被害者支援計画（案）に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

「文書修正等」：本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。	6件
「記述済み」：既に記述済みのもの。	2件
「実施段階検討」：計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。	12件
「反映困難」：反映が困難なもの。	0件
「その他」：質問や感想。本計画案以外への意見。	17件

No.	意見等	大項目	中項目	頁数	意見等に対する県の考え方	反映状況
11	<p>支援対象者の個人情報の取扱いについて、支援調整会議等での情報共有がスムーズになされるよう、また緊急の場合には支援調整会議を経ずとも共有できるよう、行政が主になってルール作りをされてはいかがでしょうか？</p> <p>本支援は絶え間なく、漏れなく成されることを志向していますが、支援対象者の情報を関係機関で共有することなしには達成しえないように思います。また、緊急時や支援対象者が合理的な判断を下せない場合があること等を鑑み、必ずしも被支援者の意思に従うのではなく、一定のルールの下で機械的に共有できるようにしてはいかがでしょうか。</p>	第2 支援体制	1-(1)県と市町村の役割  2 配偶者からの暴力及びDV被害者の保護に関する支援体制	P4 P6	◆いただいた御意見を参考に、施策を進めていきます。	実施段階検討
12	<p><b>女性相談支援センターについて</b></p> <p>趣旨については賛同しますが、DVセンターとのすみ分けが明確になっていない点が気になる（単純にDVの有無なのか、「DVが無い」となると単純に生活困窮のはずだが、そうなると今度は福祉部局とのすみ分けが難しいのではないか）。</p> <p>また「困難女性等の立場に立って相談に応じる」とのことだが、現在全国各地でトラブルとなっている虚偽DVやでっちあげDVへの加担は、ある意味では相談者への過度の肩入れが遠因となっているので、相談員の研修等において実際に相談員が処分された事例などを紹介していただき、相談員の資質向上を図っていただきたい。</p> <p>法に則って、できる支援とできない支援があることの定義づけをきちんとお願いしたい。</p>	第2 支援体制	(2) 支援に関わる関係機関等の役割 ①女性相談支援センター	P4	<p>◆売春防止法における婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設は、配偶者暴力被害者（以下「DV被害者」という。）への支援の受け皿として位置付けられた経緯があり、困難女性支援法及びDV防止法に基づく基本方針では、困難女性支援法の支援の対象者としてDV被害者が含まれる、とされています。</p> <p>困難な問題を抱える女性への支援は女性相談支援センター及び女性相談支援員が中核となっていくものであり、支援対象者のニーズに応じて、支援を行っていきます。</p> <p>◆DV被害者への支援に当たっては、DV防止法及び国の基本方針に基づき、適切な支援を行っていきます。</p>	実施段階検討

第1次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・被害者支援計画（案）に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

「文書修正等」：本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。	6件
「記述済み」：既に記述済みのもの。	2件
「実施段階検討」：計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。	12件
「反映困難」：反映が困難なもの。	0件
「その他」：質問や感想。本計画案以外への意見。	17件

No.	意見等	大項目	中項目	頁数	意見等に対する県の考え方	反映状況
13	<b>女性相談員について</b> 青森県の女性「等」相談支援員は、女性相談支援員とは何が違うのか。何故、この職種のみ女性「等」が付くのか。こういった相談者を想定しているか知りたい。	第2 支援体制	(2) 支援に関わる関係機関等の役割 ②女性相談支援員	P5	◆本計画は、困難女性支援法及びDV防止法に基づく県の基本計画であり、困難な問題を抱える女性に加え、男性や性的マイノリティの方々も必要な支援に円滑につながるよう、相談員の名称には配慮していく必要があることから、「女性等相談支援員」としているものです。	その他
14	<b>民間団体について</b> 行政機関のみでは対応が届きにくい支援を行っている民間団体と協働しながら支援を行うとのことだが、いわゆる「中抜き団体となっていないか」を確認する手段を準備しておくべき。某NPOのように、事業を永続させたいがためだけに、困窮者を救済できる法改正に反対するような団体に参画されては本末転倒。チェック体制の構築をお願いしたい。	第2 支援体制	(2) 支援に関わる関係機関等の役割 ③民間団体	P5	◆いただいた御意見を踏まえ、施策を推進していきます。	実施段階検討
15	多様な民間団体の中には、必ずしも支援対象者への支援として連携すべきでない、あるいは連携できるかどうか不明な団体があることも考えられるため、県及び市町村は注意深く、そして広く市民から、団体に関する情報収集を行う、という趣旨を記載してはいかがでしょうか？ なお、本支援は一部の団体、支援者、被支援者にとどまらず、地域社会など幅広いネットワークでなされるものであり、前記の情報収集も一部団体や被支援者に限ることなく、広く受け入れて考慮されることを望みます。	第2 支援体制	1-(1)-① 2-③民間団体	P4 P6	◆いただいた御意見を参考に、施策を進めていきます。	実施段階検討

第1次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・被害者支援計画（案）に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

「文書修正等」：本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。	6件
「記述済み」：既に記述済みのもの。	2件
「実施段階検討」：計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。	12件
「反映困難」：反映が困難なもの。	0件
「その他」：質問や感想。本計画案以外への意見。	17件

No.	意見等	大項目	中項目	頁数	意見等に対する県の考え方	反映状況
16	<p>民間団体との連携について、厚生労働省が昨年3月24日に出した、モデル事業である若年被害女性等支援事業に携わる民間団体の適格性に関する通知（Q &amp; A）を本事業でも遵守すると記載されてはいかがでしょうか？</p> <p>また、NPO等の民間支援団体は、例えばNPO法等の理念にもあるように、市民の緩やかな監視がなされることでその業務の適正化が進み、団体活動の正当性が担保できることから、県市町村には把握する各団体の情報を極力公にする、および／または市民の求めに応じて極力開示されることを望みます。</p>	第2 支援体制	1-(1)-① 2-③民間団体	P4 P6	◆いただいた御意見を参考に、施策を進めていきます。	実施段階検討
17	<p>（2）支援に関わる関係機関等の役割 - ③民間団体 県及び市町村と民間団体等は対等な立場かどうか。</p> <p>「2 配偶者からの暴力およびDV被害者の保護に関する支援体制」（P.7 ③民間団体）では、県、市町村、民間団体は対等な立場である旨が記載されている。</p>	第2 支援体制	1 困難な問題を抱える女性に対する支援体制	P5	◆御指摘のあった部分については、DV防止法に基づく国の基本方針に即した記載内容となっております。	その他
18	<p>関係機関として、出入国在留管理庁を加えてはいかがでしょうか？ 外国人を支援するにあたり、その在留資格が問題となる可能性があること、また、支援対象者の意思等によっては速やかな帰国を進めることも1つの支援となると考えられることからです。</p>	第2 支援体制	3 関係機関との連携による困難女性等への支援	P7	<p>◆御指摘のあった記載部分については、主な関係機関を列挙しているものです。</p> <p>本計画の対象者について、国籍は問わないものであり、必要に応じて、出入国在留管理局と十分な連携を図りつつ、支援をしていくこととなります。</p>	その他
19	<p>本計画の支援対象者に外国籍である者が含まれる場合、入国管理局などとの連携が必要になるのではないかと。</p>	第2 支援体制	3 関係機関との連携による困難女性等への支援	P7	◆No.18と同様となります。	その他

第1次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・被害者支援計画（案）に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

「文書修正等」：本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。	6件
「記述済み」：既に記述済みのもの。	2件
「実施段階検討」：計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。	12件
「反映困難」：反映が困難なもの。	0件
「その他」：質問や感想。本計画案以外への意見。	17件

No.	意見等	大項目	中項目	頁数	意見等に対する県の考え方	反映状況
20	相談等件数・検挙件数・支援件数などが列挙されているが、第6具体的目標につながる値なのか判断ができない。	第3 現状		P7	◆御指摘のあった部分については、困難女性支援法に基づく国の基本方針において、基本計画策定前の手続として、県内の支援体制の現状把握やそれに基づく定量的な基本目標（本県においては、具体的目標）を明確にすることが求められているものです。	その他
21	目標の項目に、例えば何人の自立につなげたかなど、支援そのものの効果を加え、数値目標とするか、またはモニタリング項目として設定してはいかがでしょうか？ 現在記載されている目標はいずれも支援そのものの成果ではなく、認知度向上も含めて支援体制の整備です。相応の期間を持つ計画ですから、体制の整備のみが目標とされてしまい、支援の効果への意識付けがおろそかになることを懸念します。	第6 具体的目標		p22	◆DV被害者をはじめとする困難な問題を抱える女性等の人権の尊重、福祉の増進及び自立に向けて、「DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等が安心して暮らすことのできる社会の実現」を目指すため、まずは支援体制を構築していくことが必要であると考えます。 本計画には記載ませんが、いただいた御意見を踏まえ、検討していきます。	実施段階検討
22	アウトリーチや一時保護など、支援につながった支援対象者に対し、リーフレットにより相談窓口を知ったかどうかを確認し、集計してはいかがでしょうか？ リーフレットの作成数を指標とされるのは仕方ないとして、併せてその効果を測定することで、作成数が適正な指標であったのかを明らかにすることができます。	第6 具体的目標	(5) 困難女性等に関する相談窓口の周知	P23	◆いただいた御意見を踏まえ、施策を推進していきます。	実施段階検討
23	・第3現状の内容では、本来支援できたはずの人数や、支援につながれなかった理由（相談しなかった等）が不明である。そのため、認知を広げるための手段としてリーフレット配布が適切なのか、またリーフレットの配布枚数が目標として適切なのか判断ができない。 ・配布枚数を目標とした場合、リーフレットを配っただけで認知が一切されない場合でも目標達成扱いとなる。周知することが目的であるなら、最低でも認知された割合の向上を測るべきではないか。	第6 具体的目標		P23	◆いただいた御意見については、参考にさせていただきます。	実施段階検討

第1次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・被害者支援計画（案）に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

「文書修正等」：本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。	6件
「記述済み」：既に記述済みのもの。	2件
「実施段階検討」：計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。	12件
「反映困難」：反映が困難なもの。	0件
「その他」：質問や感想。本計画案以外への意見。	17件

No.	意見等	大項目	中項目	頁数	意見等に対する県の考え方	反映状況
24	未成年者への普及・予防啓発の内容は、事前に保護者や地域へと公開するようにし、そう記載してはいかがでしょうか？ 家庭での内容定着につながります。また、地域社会への普及・啓発にもつながり、本支援において重要となる地域の理解と協力が得やすくなります。	第7 基本 目標及び方 向性	方向性1 (1) 県民 への理解の 普及と予防 啓発	P24	◆いただいた御意見を踏まえ、施策を推進していきます。	実施段階 検討
25	「青少年健全育成条例に基づき、わいせつビデオやコミック等、女性に対する暴力を誘引する有害環境の浄化対策を継続します。」 →「青少年健全育成条例に基づき、わいせつビデオやコミック等、 <u>青少年の性的感情や粗暴性等を助長し、女性に対する暴力を誘引する有害環境の浄化対策を継続します。</u> 」に修正してはいかがか。	第7 基本 目標及び方 向性	方向性1 (2) 女性 に対する暴 力の根絶に 向けた取り 組みの充実	P25	◆いただいた御意見及び青森県青少年健全育成条例を踏まえた上で、以下のように修正します。 (修正前) 青少年健全育成条例に基づき、わいせつビデオやコミック等、女性に対する暴力を誘引する有害環境の浄化対策を継続します。 (修正案) 青少年健全育成条例に基づき、わいせつビデオやコミック等、 <u>青少年の性的感情を刺激したり、粗暴性又は残虐性を助長し、女性に対する暴力を誘引する社会環境の浄化を継続します。</u>	文書修正等
26	■青少年健全育成条例に基づき、わいせつビデオやコミック等、女性に対する暴力を誘引する有害環境の浄化対策を継続します。 以下の2点から本件記載を削除するべきである。 ・青森県青少年健全育成条例第13条1項で定められた図書類、またはそれに類するような図書類が存在することで青少年による女性に対する暴力が増加しているというエビデンスは存在しない ・青森県青少年健全育成条例の目的や施策に存在しない「有害環境の浄化」という文言を用いており、また、「女性に対する暴力の根絶」は当該条例の目的とは関係ないことから、条例の範囲を拡大して解釈しているように受け取れる	第7 基本 目標及び方 向性	方向性1 (2) 女性 に対する暴 力の根絶に 向けた取り 組みの充実	P25	◆No.25と同様となります。	文書修正等

第1次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・被害者支援計画（案）に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

「文書修正等」：本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。	6件
「記述済み」：既に記述済みのもの。	2件
「実施段階検討」：計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。	12件
「反映困難」：反映が困難なもの。	0件
「その他」：質問や感想。本計画案以外への意見。	17件

No.	意見等	大項目	中項目	頁数	意見等に対する県の考え方	反映状況
27	<p>■青少年健全育成条例に基づき、わいせつビデオやコミック等、女性に対する暴力を誘引する有害環境の浄化対策を継続します。 （実施主体：県）</p> <p>意見： DVが起きるのは、協調性や忍耐力のなさ、暴力によって相手を支配したいという支配欲など、加害者の性質によるところが大きい。ビデオやコミックを青少年に見せなくすることでDVが防止できるという単純な話ではない。ビデオやコミックは流通しているが、そもそもこの社会は暴力を容認していない。暴力行為は犯罪である。 もし県がビデオやコミックを青少年に見せなければDVを防止できると考えているとしたら、DV被害者に寄り添っているとはいえない。必要な取組は、たとえば巡回警備など、暴力を許さないという毅然とした姿勢の人的な取組である。 この記述は本計画の趣旨に合っていないため、削除すべきである。 また、DV被害は女性に限らないことも忘れてはならない。女性によるDV加害、男性のDV被害なども当然に視野に入れる必要がある。</p>	第7 基本 目標及び方 向性	方向性1 (2) 女性 に対する暴 力の根絶に 向けた取り 組みの充実	P25	<p>◆いただいた御意見を踏まえ、施策を進めていきます。</p> <p>◆なお、男性のDV被害者については、DV防止法に基づく各施策の対象となっていることから、No.2に記載しているとおりの、「第1 基本的な考え方_7 計画の対象」の文言について、修正・加筆することとします。</p>	実施段階 検討
28	<p>DVセンター、DV被害者に限定することなく、本支援の関係機関は適宜警察と連携するように記載してはいかがでしょうか？ 安全の確保が必要なケースが生じるのはDV被害者の対応に限らず、例えばアウトリーチのための巡回活動などが考えられます。</p>	第7 基本 目標及び方 向性	方向性3 (3) 緊急 時における 安全の確保	P27	<p>◆御指摘のあった部分については、DV被害者に限定した内容となっていますが、本計画（案）内「第2 支援体制_3 関係機関との連携による困難女性等への支援」に記載しているとおりの、本計画の対象者の支援のためには警察をはじめとする関係機関と連携していくこととなります。</p>	記述済み

第1次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・被害者支援計画（案）に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

「文書修正等」：本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。	6件
「記述済み」：既に記述済みのもの。	2件
「実施段階検討」：計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。	12件
「反映困難」：反映が困難なもの。	0件
「その他」：質問や感想。本計画案以外への意見。	17件

No.	意見等	大項目	中項目	頁数	意見等に対する県の考え方	反映状況
29	<p>当該計画を練る前に、「困難な問題」について明確に定義し、広く公に示す必要があると思います。</p> <p>また、DV防止・被害者支援については、どのようにその証明を行うのか明確にし、広く公に示す必要があると思います。中には証拠もなくDVと認められてしまうケースもあるかと思しますので、「被害者」とする方が「加害者」にならない様に、くれぐれもお願い致します。</p>	—	—	—	<p>◆困難な問題を抱える女性に関する法律（以下「困難女性支援法」という。）第2条において、「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）と規定されています。</p> <p>また、国の基本方針では、「法は、そもそも、女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に、より遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することの他、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提としたものであり、このような問題意識のもと、法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事業の対象となってきた者を含め、必要に応じて法による支援の対象者となる。」とされています。</p> <p>「困難な問題」について定義することは難しく、困難女性支援法や国の基本方針に基づき、法の対象者となる方々に対し、適切な支援を行っていきます。</p> <p>◆DV防止・被害者支援については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）及び国の基本方針に基づき、適切な支援を行っていきます。</p>	その他

第1次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・被害者支援計画（案）に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

「文書修正等」：本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。	6件
「記述済み」：既に記述済みのもの。	2件
「実施段階検討」：計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。	12件
「反映困難」：反映が困難なもの。	0件
「その他」：質問や感想。本計画案以外への意見。	17件

No.	意見等	大項目	中項目	頁数	意見等に対する県の考え方	反映状況
30	<p><b>青森県DVセンターについて</b></p> <p>個人的にはこの一番ハードルが高いと考えています。</p> <p>ご承知のとおり、令和5年9月に東京都世田谷区の男女共同参画センターで行われた離婚講座において、講師である弁護士から参加者に対して①不正な財産分与逃れ②実子誘拐③面会交流における間接強制逃れを指南する音声がX（旧：Twitter）上に流出しました。</p> <p>これまでクローズドで、女性限定で行われてきた講座の内容が一気に明るみに晒され、区は苦情申立を受け、講師は区に謝罪しましたが、今でも懲戒請求に対応中とのことでした。</p> <p>令和5年6月の青森県男女共同参画センターの離婚講座も同様に紛糾しました。HP上にあったその実績報告で「講師から『別居の際は子を連れて出て行ったほうが良いこと』のアドバイスがあった」との記載があり、これが実子誘拐指南だと捉えられたのです。</p> <p>このことを指摘すると、何としれど「実績報告」の内容を改ざん。「実績」という、本来不変であるはずのものを、まるで落書きのように書き換えてしまったのです。</p> <p>このような事務はあってはならないし、そもそも今回だって、大層な計画なぞ立てたところでまた都合が悪くなったら、なかったことにしてしまうのではないかと、大変不安です。</p> <p>計画策定と同じタイミングで、男女共同参画センターの委託事業者を変更して下さい。</p>	—	—	—	◆男女共同参画センターで実施している「女性応援法律講座」については、本計画に基づくものではありませんが、いただいた御意見については、参考にさせていただきます。	その他
31	<p>青森県男女共同参画センターが2023/06/29実施分の実績報告を改竄した件を踏まえ、本計画でも同様の事態が起こらないようにすべきである。</p>	—	—	—	◆No.30と同様となります。	その他

第1次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・被害者支援計画（案）に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

「文書修正等」：本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。	6件
「記述済み」：既に記述済みのもの。	2件
「実施段階検討」：計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。	12件
「反映困難」：反映が困難なもの。	0件
「その他」：質問や感想。本計画案以外への意見。	17件

No.	意見等	大項目	中項目	頁数	意見等に対する県の考え方	反映状況
32	<p>困難女性支援のモデル事業（若年被害女性等支援事業）では東京都において住民監査請求が認容され、住民訴訟が起きるなど混乱が続いており、第211回国会でも多くの質疑が交わされています。このような混乱は、何よりも支援対象者のためになりません。県においても、同課題を詳細に認識されたうえで、混乱が起きぬよう、情報公開をしっかりと行い、透明性の高い支援活動となることを望みます。</p>	—	—	—	◆いただいた御意見を踏まえ、施策を推進していきます。	その他
33	<p>制度の拡大解釈による悪用への対応として、行政が活動内容や会計処理に関する厳格な監査を実施すべきである。</p> <p>東京都の同法モデル事業（若年被害女性支援事業）においては、不適切な活動や会計の疑義が指摘され、住民監査請求や住民訴訟が起きている。このような混乱は支援対象者や支援者にとって好ましくない。</p> <p>事業の透明性を高めるために情報公開を充実させる必要がある。</p> <p>支援対象者のプライバシー保護を理由に、活動内容や用途が隠されることはあってはならない。</p>	—	—	—	◆いただいた御意見については、参考にさせていただきます。	その他
34	<p>民間団体への業務委託については、選定には注意深く広く情報収集に努めることを望む。</p> <p>また具体的な目標や定期的な評価を行い、問題のある団体には排除する仕組みが必要と考える。</p> <p>民間団体への出資に際しては、資金の用途や活動内容についての公開と追跡を可能なようにすべき。</p> <p>支援対象者のプライバシー保護を理由に、活動内容や用途が隠されることはあってはならない。</p>	—	—	—	◆いただいた御意見については、参考にさせていただきます。	実施段階 検討

第1次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・被害者支援計画（案）に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

「文書修正等」：本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。 6件  
 「記述済み」：既に記述済みのもの。 2件  
 「実施段階検討」：計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。 12件  
 「反映困難」：反映が困難なもの。 0件  
 「その他」：質問や感想。本計画案以外への意見。 17件

No.	意見等	大項目	中項目	頁数	意見等に対する県の考え方	反映状況
35	連携先として適当な民間団体がない場合は、支援が途切れないように公的機関や行政が支援に携わられることを記載したほうがよいのではないか。	—	—	—	◆本計画案にも記載しているとおり、DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等への支援については、女性相談支援センター及びDVセンター並びに女性相談支援員が中核となって、民間団体のみならず警察を含む関係機関と密接に連携を取りながら支援していくこととなります。	その他
36	支援終了後、計画や施策に支援対象者の意見をフィードバックする仕組みを導入したほうが良いのではないか。	—	—	—	◆いただいた御意見については、参考にさせていただきます。	その他
37	相談支援体制を構築しても、それを安定して維持できなければ意味がない。財政的な支援や、支援者や職員の人材育成・人材確保についても努めてほしい。	—	—	—	◆いただいた御意見については、参考にさせていただきます。	その他